

# 鹿児島市企業・団体間交流・出会いサポート事業（従業員サポート団体・出会いサポート団体登録等）実施要領

## （趣旨）

第1条 この要領は、鹿児島市企業・団体間交流・出会いサポート事業のうち、「従業員サポート団体」及び「出会いサポート団体」の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

## （目的）

第2条 少子化の大きな要因と言われる「未婚化、晩婚化」への対応策として、出会いや結婚を希望する方へ出会いの場を提供するとともに、企業・団体間のつながりをつくることで、相互の自主的な活動による出会いの機会の広がりを促進することを目的とする。また、企業や団体等（以下「企業等」という。）を、随時、募集しながら取組の輪を広げていくことにより、出会いや結婚を希望する方を応援する気運の醸成を図るものである。

## （定義）

第3条 この要領における主な用語の定義は次のとおりとする。

### （1）従業員サポート団体

第6条に基づき登録された出会いや結婚を希望する従業員を応援する企業等

### （2）出会いサポート団体

第6条に基づき登録された独身男女を対象とした出会いの場を提供することを目的としたイベント（以下「出会いイベント」という）の企画及び場所の提供等により出会いをサポートする企業等

### （3）事務局

企業・団体間交流促進業務の受託業者

（従業員サポート団体の活動内容）

第4条 従業員サポート団体の活動は次の各号のとおりとする。

（1）社内メールなどでの従業員への本事業の周知、出会いイベントの情報提供

（2）従業員サポート団体間での出会いイベントの実施・協力

（3）従業員サポート団体及び出会いサポート団体（以下「登録団体」という。）間での情報共有、情報交換

（4）前3号に掲げるもののほか、出会いや結婚を希望する従業員への結婚支援の取組

（出会いサポート団体の活動内容）

第5条 出会いサポート団体の活動は次の各号のとおりとする。

（1）従業員サポート団体の従業員の出会いや交流を応援する取組（出会いイベントの企画・運営、場の提供など）

（2）登録団体間での情報共有、情報交換

（3）前2号に掲げるもののほか、出会いや結婚を希望する従業員を応援する取組（市が実施

する結婚支援の取組の周知協力など)

(登録)

第6条 登録団体として登録できる企業等は、市内に事務所又は事業所等がある企業等とし、申込に際しては登録申込書(様式第1)、もしくは事務局が運営するホームページ(以下「ホームページ」という。)の専用申し込みフォームから必要事項を入力し、事務局へ提出するものとする。ただし、次のいずれかに該当する企業等は、登録団体として登録することができない。

(1) 宗教法人(団体)及び政治団体

(2) 結婚相談、お見合い、出会い及び結婚の斡旋等を業とするもの(特定非営利活動法人除く)

(3) 鹿児島県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号から第4号に規定する者がその経営に実質的に関与している団体

(4) その他、市が不相当と認めるもの

2 事務局は、申し込みのあった企業等について内容確認し、前項ただし書きに該当しないと認めた場合は、登録を行うとともに、ホームページ内で紹介するものとする。

3 登録団体は、登録内容に変更が生じた場合は、事務局に変更内容を連絡しなければならない。

4 登録団体は、登録を辞退するときは、登録辞退届(様式第2)を事務局に提出するものとする。

5 事務局は、登録団体が次に掲げる事項に該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 公序良俗に反するものや社会的な非難を受けるおそれのある場合

(2) 本事業の運営に関し、市または事務局の指導に従わない場合

(3) 本要領に反する行為若しくは本事業の社会的信用を失墜させる行為を行う、又はそのおそれがあるなど、不適切と認められる場合

6 事務局は、登録団体の登録、登録内容変更、登録の取り消し、その他登録に関する事項に疑義が生じた場合、市と協議し、対応を決定するものとする。

(情報提供)

第7条 事務局は、登録団体の同意を得て、当該団体の担当者名等の情報を他の登録団体に提供することができる。

(出会いイベントの実施方法等)

第8条 出会いイベントの実施方法は次のとおりとする。

(1) 事務局のマッチング・調整等による実施

ア 事務局が、従業員サポート団体間のマッチング及び登録団体との調整等を行い実施

イ 出会いサポート団体が企画・運営する出会いイベントを、事務局が従業員サポート団体へ情報提供を行い実施

- (2) 登録団体相互の自主的な活動による実施（事務局がイベント企画や運営に関する相談対応等の支援を行うものも含む。）
- 2 従業員サポート団体が事務局を通じて行う出会いイベントの開催を希望するときは、ホームページの問い合わせフォーム等から、事務局へ連絡するものとする。
- 3 出会いイベントの実施にあたっての留意事項は次のとおりとする。
- (1) 出会いイベントに参加できるものは、従業員サポート団体の従業員のうち、独身者（以下「参加者」という。）とする。ただし、参加者相互の交流がより深まる場合などは、この限りではない。
- (2) 出会いイベントは、市内に在住または勤務する参加者が半数以上となるよう努めること。
- (3) 出会いイベントの実施に際し、参加者から参加料を徴収する場合は、本事業の趣旨を踏まえ、適正な水準で設定すること。
- (4) 出会いイベントの内容は、参加者が安心して参加できるものとし、公序良俗に反する内容又は社会通念上適当でない認められる内容を含めないこと。
- (5) 特定の商品の販売、販売の斡旋又は本事業以外の業務への勧誘など、本事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
- (6) 出会いイベントを安全に実施できるための施設・設備等を確保し、事故防止に万全を期すこと。また、会場設営上の必要な配慮及び出会いイベントの企画実施にあたって必要な周辺環境等への配慮を行うこと。
- (7) 関係する法令を遵守すること。
- (8) 出会いイベントに関する参加者からの苦情等については、責任と誠意を持って対応すること。
- (9) 責めに帰すべき事由のない参加者間のトラブルについて、一切、責任を負わないことを参加者に周知すること。
- 4 出会いイベントの実施にあたっては、次のとおり事務局へ報告を行うものとする。
- (1) 第1項第1号ア及び同項第2号により出会いイベントを主催する従業員サポート団体は、「出会いイベント実施計画（申込）書（様式第3）」を事務局へ提出すること。
- (2) 第1項第1号イにより出会いイベントを主催する出会いサポート団体は、「出会いイベント実施計画書（様式第4）」（以下「計画書」という。）を事務局へ提出すること。事務局は、計画書の内容を確認し、必要に応じて内容の調整等を行ったうえで、従業員サポート団体へ情報提供を行うこととする。
- (3) 出会いイベントを主催する登録団体は、終了後、速やかに「出会いイベント実施報告書（様式第5）」（以下「報告書」という。）により実施状況を事務局に報告すること。なお、出会いイベントが不催行となった場合にも、同様に報告することとする。
- (4) 事務局が出会いイベントを主催する場合は、事務局が計画書及び報告書を作成するものとする。

(出会いイベントへの参加の制限)

第9条 参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市と協議のうえ参加を制限することができる。

- (1) 事務局の指示に従わない場合
- (2) 登録団体に対する迷惑行為が認められる場合
- (3) 本要領に反する行為若しくは本事業の社会的信用を失墜させる行為を行う、又はそのおそれがあるなど、不適切と認められる場合

(個人情報の適正な取扱い)

第10条 市及び事務局並びに出会いサポート団体は、本業務の遂行に当たり知り得た個人情報その他本事業の実施に当たり取り扱う個人情報について、特に次のことを遵守するほか個人情報の保護に関する法律等の規程に基づき適正に取り扱わなければならない。

- (1) 個人情報は、利用目的を特定して、その範囲内で取得・利用すること。
- (2) 文書の誤送付、文書の紛失、電子メールの誤送信等による個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずること。
- (3) 参加者の個人情報の問合せには事前事後を問わず応じないことなど、本人の同意を得ないで第三者に提供しないこと。

2 参加者が個人情報の交換を行う場合にあつては、事務局並びに登録団体は、個人間の自己責任においてこれを行わせなければならない。

付則

この要領は、令和5年10月6日から施行する。